

徳島市監査委員告示第21号

平成27年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成28年5月2日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

経政発第125号
平成28年4月8日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 原 秀 樹

平成27年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年3月31日報告分）に基づく措置状況

経済部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 指定管理施設（徳島市立木工会館）における休館日の変更に関して、市の承認手続きが書面により行われていなかった。 （公益財団法人 徳島市地場産業振興協会）	1 指定管理施設（徳島市立木工会館）における休館日の変更については、直ちに書面による承認手続きを行いました。今後は、徳島市立木工会館条例に基づき、適正に処理します。
2 団体が目的外使用許可を受けている事務室の光熱水費について、許可書に定められた光熱水費の負担がされていなかった。 （公益社団法人 徳島市観光協会）	2 今回の指摘を受け、直ちに是正しました。今後は、関係法令の規定に基づき、適正に処理します。